

DISCLOSURE

2012 年版



フジフューチャーズ株式会社

もくじ

はじめに	2
主な記載事項について	2
1. 会社の概況	
①商号、許可年月日等	3
②事業の内容	6
③営業所の状況	8
④財務の概要	8
⑤発行済株式総数	8
⑥主要株主名	8
⑦役員 の 状況	9
⑧役員及び使用人の数	9
2. 営業の状況	
①営業の経過及び成果	9
②取引開始基準	15
③顧客数	16
3. 経理の状況	
①貸借対照表	17
②損益計算書	18
③株主資本等変動計算書	19
④個別注記表	20
⑤監査に関する事項	24
【追加情報】	25

《はじめに》

本書は、平成 24 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載内容について》

1. 会社の概況

「商号、許可年月日等」 商号、代表者、許可年月日等、及び当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しています。

「営業所の状況」 本店所在地等について記載しています。

「財務の概要」 資本金、営業収益、経常利益、純資産額規制比率(*)等の主要な財務指標について記載しています。

* 純資産額規制比率＝純資産額／リスク額×100

純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として商品先物取引法施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

「発行済株式総数」 発行済株式の総数を記載しています。

「主要株主名」 発行済株式を保有する上位 10 名の株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 役員の氏名等を記載しています。

「役員及び使用人の数」 社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業の経過及び成果」 業績について記載しています。

「取引開始基準」 受託等業務の適切な遂行のために定めている取引開始基準を記載しています。

「顧客数」 顧客数を記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」 資産、負債、純資産等について記載しています。

「損益計算書」 収益、費用等について記載しております。

「株主資本等変動計算書」 貸借対照表の純資産の変動状況について記載しております。

「個別注記表」 重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記等を記載しております。

「監査に関する事項」 当ディスクロージャー資料に対する各種計算書類についての監査状況について記載しております。

【追加情報】 平成 24 年 3 月期以降に変更・決定のあった重要事項等を記載しています。

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 寺 町 博
所在地	東京都中央区新川一丁目16番3号
電話番号	03-5543-2211 (大代表)
許可年月日	平成22年12月13日
	許可番号：農林水産省「指令22総合第1337号」 経済産業省「平成22・12・13商第19号」
加入協会名	日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、 日本商品先物振興協会

[会社の沿革]

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営み、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、平成23年1月の商品先物取引法施行により、商品先物取引業者として許可更新をし、現在に至っております。

年 月	概 要
昭和38年9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる

昭和 43 年 5 月	資本金を 1 億 80 万円に増資
10 月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目 2 番地へ移転
昭和 44 年 5 月	資本金を 1 億 2,096 万円に増資
昭和 45 年 5 月	資本金を 1 億 4,515.2 万円に増資
昭和 46 年 1 月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和 46 年 5 月	資本金を 1 億 7,418.2 万円に増資
昭和 47 年 5 月	資本金を 2 億 6,127.3 万円に増資
昭和 48 年 5 月	資本金を 3 億 9,190 万円に増資
6 月	資本金を 4 億円に増資
昭和 49 年 5 月	資本金を 5 億円に増資
昭和 56 年 1 月	資本金を 5 億 196 万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和 58 年 5 月	仙台支店開設
昭和 59 年 1 月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成 元年 11 月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成 3 年 6 月	資本金を 5 億 4,000 万円に増資
8 月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年 3 月	資本金を 12 億 1,000 万円に増資
平成 8 年 3 月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4 月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11 月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年 6 月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成 12 年 3 月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8 月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成 13 年 5 月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
6 月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8 月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9 月	大阪商品取引所を脱退する

平成 13 年 11 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員(第 1 種商品取引受託業)の許可更新を受ける
平成 14 年 4 月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可更新を受ける
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成 15 年 11 月	関西商品取引所を脱退する
12 月	名古屋支店開設
平成 16 年 4 月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6 月	広島支店開設
9 月	横浜商品取引所を脱退する
10 月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成 17 年 4 月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5 月	日本商品清算機構の清算資格取得
9 月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成 18 年 6 月	資本金を 22 億 1000 万円に増資
平成 19 年 3 月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4 月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6 月	中部大阪商品取引所を脱退する
12 月	関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業(協議法人)の許可を受ける
平成 20 年 5 月	本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転
6 月	仙台支店を廃止する
7 月	東京支店を廃止する
9 月	金地金寄託売買業務を廃止する
平成 21 年 7 月	福岡支店を廃止する
11 月	大阪支社を廃止する
12 月	第二種金融商品取引業を廃止する
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所商品指数市場加入
4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場脱退
8 月	資本金を 10 億 1000 万円に減資
12 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引法施行による商品先物取引業者の許可更新を受ける
平成 23 年 1 月	取次業務に業態変更(取次先はドットコモディティ株式会社)
8 月	資本金を 5 億 1000 万円に減資

② 事業の内容

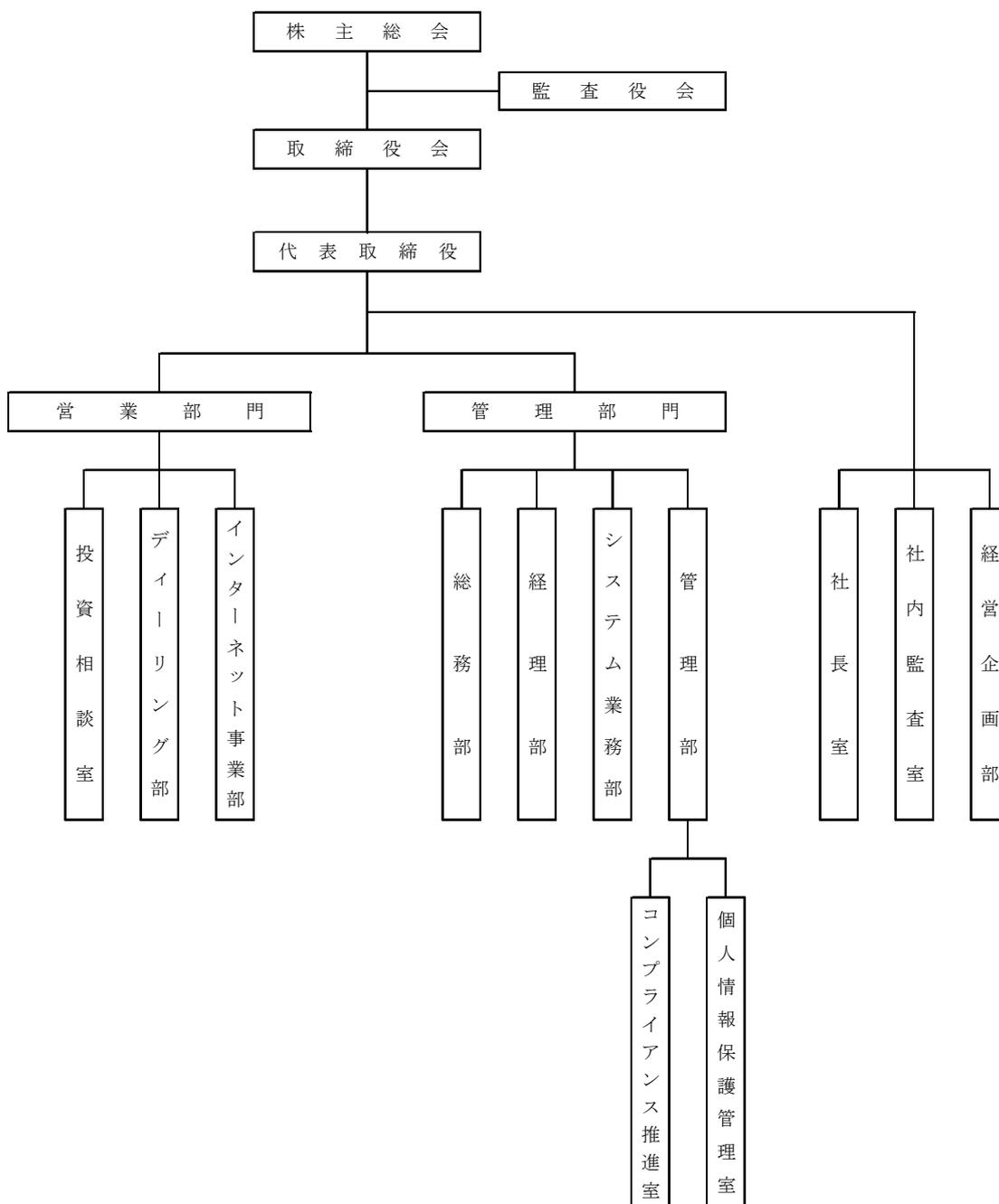
商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として各地商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の委託の取次業務を行う。

取次先：ドットコモディティ株式会社（東京都渋谷区、代表：舟田 仁）

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【平成 24 年 3 月 31 日現在】



(2) 事業の内容

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引及び指数取引）（以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行ならびに委託の取次ぎをする業務（以下「受託等業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場に係る受託等業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託等業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

取引所名	商品市場名 (略称)						商品 指数	上場商品名
	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	石 油	ゴ ム			
東京穀物商品取引所	○						小豆、一般大豆、非組換大豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、 ロブスタコーヒー生豆、とうもろこし オプション、大豆オプション、コメ	
		○					粗糖、粗糖オプション	
東京工業品取引所			○				金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、金オプション	
				○			ガソリン、灯油、原油、軽油、	
					○		ゴム	
						○	商品指数	

(注) 平成24年5月にて、ロブスタコーヒー上場廃止
平成24年度中に非組換大豆・アラビカコーヒー
・日経東工取商品指数上場廃止予定。

ロ. 外国商品市場に係る受託等業務

該当なし

ハ. 店頭商品デリバティブに係る受託等業務

該当なし

ニ. 自己売買業務

上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

該当なし。

③ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号	03-5543-2211

④ 財務の概要（平成 24 年 3 月決算期）

(a)資本金	510,000 千円
(b)営業収益	913,100 千円
(c)受取手数料	865,013 千円
(d)売買損益	48,087 千円
(e)経常損益	△ 66,523 千円
(f)当期純損益	△ 52,807 千円
(f)純資産額規制比率	183.2 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしていません。

⑥ 主要株主名（1%以上保有）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数	議決権の割合
寺町 博	251,586,200 株	88.66%
フジフューチャーズ株式会社	118,247,800 株	---
寺町 美摩	29,200,000 株	10.29%
計	401,130,000 株	99.69%

⑦ 役員 の 状 況 (平 成 24 年 3 月 31 日 現 在)

役職名	氏 名	代表権 の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役会長兼社長	寺町 博	有	常勤
代表取締役副会長兼副社長	寺町 美摩	有	常勤
取締役 (会長室長)	小谷田 麻由	無	常勤
監査役	田中 三四郎	無	常勤
監査役	花本 洋二	無	非常勤
監査役	宍戸 謙一	無	非常勤

(注) 監査役花本洋二氏および宍戸謙一氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	役員		使用人	合 計
		うち非常勤		
総 数	6 人	2 人	60 人	66 人
(うち外務員数)	(0 人)	(0 人)	(46 人)	(46 人)

(注) 嘱託社員も含む

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品先物取引業者としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。最適なりスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

当事業年度のわが国経済は、ギリシャをはじめとするユーロ圏の財政危機を起因とした、世界的な金融市場の混乱と景気低迷が長期にわたりその影響が及んでおります。

こうした中で商品先物取引業界につきましては、世界的な景気減速懸念や信用不安を背景に、金においては安全資産としての価値が見直され、取組みが大幅に増えましたが、その他の銘柄においては概ね市場流動性が減少するという展開となりました。

全国商品取引所における出来高は3,291万枚、前年度比3.5%増となり、ようやく回復の兆しが見られました。平成16年3月期のピーク(1億5579万枚)からは依然として大幅な減少傾向にあり、市場の流動性は著しく低下しております。商品別にみますと、貴金属は前年度比23.5%増、農産物は前年度比36.1%減、石油は前年度比14.4%減となっております。しかしながら、このような状況を打破すべく、取引所の基盤整備や、様々な市場活性化策、総合取引所構想等、様々な施策がとられ、今後の市場流動性回復が期待されるところであります。

さらに当社は、下記事項を対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

①収益力向上策の策定と実施

当社の主力サービスであるインターネット取引「ヴィーナス」及び「ウィンザープラス」のブランド力の更なる強化、ユーザーの利便性を追求したトレードツールや情報ツールの開発、より効果的なプロモーションの展開、夜間取引における外務員の在宅受注の展開や既存顧客へのサービスの向上してまいります。

また自己ディーリングにおきましては、リスク管理の徹底を図り、更なる安定的な収益の確保を目指してまいります。

②財務体質の強化

取次業務への業態変更を行い、更なる財務体質の強化が重要と考えております。

③投資戦略機能の強化

24時間マーケットへの移行、取引所システムの高速度化、さらには取引所再編の流れが進む中で、ITなどの投資戦略機能の重要性が高まってきております。採算性を考慮しつつ機動的な戦略を実行に移すためにも、投資戦略機能・システム企画機能の一層の強化を図ってまいります。

④コーポレート・ガバナンスの強化

会社法や金融商品取引法の施行、また商品先物取引法の改正に見られるように、コーポレート・ガバナンスに関しては、これまで以上の取組みが求められています。内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の強化を図り、経営の効率性、健全性を追求し、当社の収益力と競争力を高めてまいります。

今後とも時代の変化や顧客ニーズに応え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいります。

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおき、委託売買高が **1,554** 千枚（前年比 **4.0%**減）となり、受取手数料は **865,013** 千円（前年比 **7.7%**増）となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおき、売買損益は **48,087** 千円の利益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は **913,100** 千円（前年比 **11.4%**増）となり、営業費用が **1,009,711** 千円（前年比 **26.5%**減）となったため、営業損失は **96,610** 千円となりました。

経常損失は **66,523** 千円、当期純損失は **52,807** 千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第50期 (自 平成23年4月1日) (至 平成24年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	92,981
砂糖市場	8,667
貴金属市場	637,861
石油市場	91,961
ゴム市場	40,196
商品指数市場	250
小 計	871,916
未収収益計上額	△ 6,903
そ の 他	0
小 計	△ 6,903
合 計	865,013

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第50期 (自 平成23年4月1日) (至 平成24年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	230,000
砂糖市場	886
貴金属市場	12,645
石油市場	9,733
ゴム市場	1,059
商品指数市場	0
小 計	47,323
商品先物取引評価損益	763
その他の売買損益	0
小 計	763
合 計	48,087

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第50期 (自 平成23年4月1日) (至 平成24年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		94,860	66,810	161,670
砂糖市場		10,925	696	11,621
貴金属市場		1,219,848	33,114	1,252,962
石油市場		168,027	14,436	182,463
ゴム市場		60,569	2,515	63,084
商品指数市場		449	0	449
合 計		1,554,678	117,571	1,672,249

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。(当期、オプション取引はございません。)

② 取引開始基準

フジフューチャーズ株式会社

取引開始基準

【対面取引】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当な対象者と規定し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の委託の受託を行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている方（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
- (2) 一定以上（年間 500 万円以上）の所得を有しない方
- (3) 一定以上（75 歳以上）の高齢の方
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

【電子取引 Venus】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当な対象者と規定し、一切の商品先物取引の受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う方
- (8) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の受託は行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 一定以上（年間 300 万円以上）の所得を有しない方
- (2) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

以上

③ 顧客数

顧客数 4,293 名（平成 24 年 3 月 31 日現在）

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,490,177	流動負債	8,971,378
現金及び預金	264,844	未払法人税等	9,901
委託者未収金	106,479	未払金	33,937
前払金	551	未払費用	11,772
前払費用	6,706	預り証拠金	8,576,613
保管有価証券	334,747	預り証拠金代用有価証券	334,747
差入保証金	7,691,518	預り金	4,406
委託者先物取引差金	980,894		
預託金	100,000	固定負債	202,583
未収入金	780	長期未払金	202,583
未収収益	6,986		
立替金	1,187	特別法上の準備金	38,122
貸倒引当金	△ 4,520	商品取引責任準備金 (商品先物取引法第221条)	38,122
固定資産	619,348		
有形固定資産	251,217	負債合計	9,212,083
建物及び設備	177,379		
器具備品	73,439	純資産の部	
車輛運搬具	238	株主資本	897,444
土地	160	資本金	510,000
無形固定資産	2,267	資本剰余金	3,085,000
ソフトウェア	1,559	その他資本剰余金	3,085,000
電話加入権	708	利益剰余金	△ 1,463,840
投資その他の資産	365,863	その他利益剰余金	△ 1,463,840
投資有価証券	26,609	別途積立金	933,885
長期委託者未収金	234,252	繰越利益剰余金	△ 2,397,725
差入保証金	88,593	自己株式	△ 1,233,716
長期貸付金	57,573		
長期未収金	134,793		
ゴルフ会員権	12,110		
貸倒引当金	△ 188,068		
		純資産合計	897,442
資産合計	10,109,526	負債及び純資産合計	10,109,526

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月 31日 〕

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営 業 収 益	913,100	
		受 取 手 数 料	865,013	
		売 買 損 益	48,087	
		営 業 費 用		
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,009,711		
	営 業 損 失			96,610
	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		30,087
		受 取 利 息	987	
		雑 収 入	703	
		貸 倒 引 当 金 戻 入	28,397	
経 常 損 失			66,523	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		87,456	
	商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	87,456		
	特 別 損 失		72,380	
		固 定 資 産 除 却 売 却 損	72,380	
税 引 前 当 期 純 損 失			51,447	
		法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,360	
当 期 純 損 失			52,807	

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
前期末残高	1,010,000	—	2,585,000	2,585,000	—	933,885
当期変動額						
資本金の減少	△ 500,000	—	500,000	500,000	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 500,000	—	500,000	500,000	—	—
当期末残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000	—	933,885

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
前期末残高	△ 2,344,917	△ 1,411,032	△ 1,233,716	950,250	950,250
当期変動額					
資本金の減少	—	—	—	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—
当期純損失	△ 52,807	△ 52,807	—	△ 52,807	△ 52,807
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 52,807	△ 52,807	—	△ 52,807	△ 52,807
当期末残高	△ 2,397,725	△ 1,463,840	△ 1,233,716	897,442	897,442

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品先物取引法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満)	額面金額の 80%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(b) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(c) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(d) 特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(e) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 貸借対照表に関する注記

(a) 取締役に対する金銭債権 189,300 千円

(b) 取締役に対する金銭債権 202,583 千円

(c) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳

イ. 預託資産

商品先物取引法等関係法令により、ドットコモディティ株式会社に預託している資産

差入保証金	8,576,613 千円
保管有価証券(代用分)	334,747 千円
合 計	8,911,360 千円

差入保証金として 43,000 千円

ハ. 預託金 100,000 千円

上記の預託金は商品先物取引法施行規則第 98 条 1 項 4 号に基づく日本商品委託者保護基金への預託額であり、同規則に基づく日本商品委託者保護基金による代位弁済保証額は、180,000 千円であります。

(d) 有形固定資産の減価償却累計額

218,783 千円

(3) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	402,000 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	402,000 千株

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	118,247 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	118,247 千株

(4) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び退職給付引当金、貸倒引当金の否認等であり、回収可能性がないため資産計上しておりません。

(5) リースにより使用する固定資産に関する注記

器具備品	電子計算機およびノートパソコン等
ソフトウェア	汎用電子計算機ソフトウェア等

(6) 金融商品に関する取引

(a) 金融商品の状況に関する注記

当社は、商品先物取引を中心とする金融・投資サービスを行っております。

委託者未収金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として(株)東京工業品取引所及び(株)東京穀物商品取引所の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(b) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	264,844	264,844	—
(2) 委託者未収金	106,479	106,479	—
貸倒引当金	△4,520	△4,520	—
(3) 保管有価証券	334,747	334,747	—
(4) 差入保証金 (流動資産)	7,691,518	7,691,518	—
(5) 長期委託者未収金	234,252	234,252	—
貸倒引当金	△188,068	△188,068	—
(6) 差入保証金 (固定資産)	88,593	88,593	—
(7) 長期貸付金	57,573	57,573	—
(8) 長期未収金	134,793	134,793	—
(9) 未払金	33,937	33,937	—
(10) 預り証拠金	8,576,613	8,576,613	—
(11) 預り証拠金 代用有価証券	334,747	334,747	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 保管有価証券及び(11) 預り証拠金代用有価証券

顧客よりの取引証拠金として有価証券を預かったものを保管しているものであり、時価については、商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(4) 差入保証金(流動資産)及び(10) 預り証拠金

主として顧客から取引証拠金を現金及び預金として預かりドットコモディティ(株)に差入れているものであり、流動的であるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期委託者未収金

委託者未収金のうち回収が長期化している債権であり、回収可能性を検討し回収が見込まれないものについては、貸倒引当金を計上しております。すなわち貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(6) 差入保証金(固定資産)

主として本社事務所の賃借契約保証金として住友不動産㈱に差入れているもの等であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなし、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期貸付金及び(8) 長期未収金

貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(9) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額26,609千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(7) 関連当事者との取引に関する注記

①役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び近親者	寺町 博	-	-	当社代表取締役会長兼社長	(被所有)直接88.66%	-	資金の貸付(注1)(注2) 利息の受取(注1) 遅延損害金	- 6,157 -	長期貸付金 長期未収入金 長期未収入金	54,900 17,267 117,133
	寺町 美摩	-	-	当社取締役副会長	(被所有)直接10.29%	-	-	-	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社等の子会社を含む)	アトラス川奈(株)	東京都中央区	10百万円	飲食業	-	役員の兼任4名	接待交際費等(注3)	19,360	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 当社代表取締役会長兼社長に対する資金貸付について、同氏より担保として当社株式 110,000 株預かっております。

3. 取引条件および取引条件の決定方針は一般取引と同様の条件で決定しております。

(8) 資産除去債務に関する注記

当社は、不動産賃貸契約に基づくオフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(9) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3円16銭
1株当たり当期純損失	18銭

(1 0) 追加情報

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 条平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

この会計基準の適用による変更はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

【追加情報】

1. 平成 24 年 6 月 26 日開催の第 50 回定時株主総会にて、定款の一部変更の承認の決議がなされました。

新	旧
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、電子公告により掲載する方法により行なう。なお掲載先は <u>当会社ホームページ上とする。</u>	(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、電子公告により掲載する方法により行なう。なお掲載先は <u>当会社ホームページ上 (http://www.2211.jp/) とする。</u>

2. 同総会にて、取締役及び監査役が次のとおり選任されました。

代表取締役会長兼社長	寺 町 博
専務取締役（管理本部長）	有 宗 良 治
専務取締役（営業本部長）	計 盛 隆 澄
取締役	中 溝 一 紀
常勤監査役	富 田 義 昭
社外監査役（非常勤）	田 中 三四郎（株式会社アド・バイオ 代表取締役）
社外監査役（非常勤）	赤 司 修 一（弁護士）

3. 同総会にて、旧取締役退任に伴い、アトラス川奈株式会社（東京都中央区）との支配関係が消滅となりました。

以 上